生活困窮者自立支援法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 都道府県等による支援の実施(第四条―第九条)

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定 (第十条)

第四章 雜則 (第十一条—第十九条)

第五章 罰則(第二十条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 生活困窮者自立相談支援事業の実施、 生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活

困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、 生活困窮者の自立の促進を図ることを目的

とする。

(定義)

第二条 この法律において「生活困窮者」とは、 現に経済的に困窮し、 最低限度の生活を維持することがで

きなくなるおそれのある者をいう。

2 この 法律において 「生活困窮者自立相談支援事業」とは、 次に掲げる事業をいう。

就労の支援その他の自立に関する問題につき、 生活困窮者からの相談に応じ、 必要な情報の提供及び

助言を行う事業

生活困窮者に対 Ļ 認定生活困窮者就労訓練事業 (第十条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練

事業をいう。)の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、 当該生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項

を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が一体的かつ計画的に行われ

るための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において 「生活困窮者住居確保給付金」とは、 生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものと

て厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、 居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目

就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。 的とする権利を失い、 又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、

4 当該 て厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、 この 生 活困 法律にお 窮者及び当該生活困窮者と同 いて 「生活困窮者就労準備支援事業」 <u>ー</u> 世帯に属する者の資産及び収入の 厚生労働省令で定める期間にわたり、 とは、 雇用による就業が著しく困難 状況その 就労に必要な知 他 な生 の事 情 活 を 困 | 窮者 勘 案 識

及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

5 働省令で定めるものに限る。)に対し、 困 供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与す この 窮者及び当該生活困窮者と同 法律において 「生活困窮者一 0) 時生活支援事業」とは、 世帯に属する者の資産及び収 厚生労働省令で定める期間にわたり、 定の住居を持たない生活困窮者 入の状況その 他 宿泊場所の供与、 \mathcal{O} 事情。 を勘案して (当該: 食事 厚 生活 Ò 生 提 労

6 困窮者、 この 法律 からの相談に応じ、 に お いて 「生活困窮者家計 必要な情報の提供及び助言を行い、 相談支援事業」 とは、 生活 併せて支出の節約に関する指導その 困 , 窮 者 の家計に関する問 題につき、 他家計 生活

る事業をいう。

に関する継続的な指導及び生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業 (生活困窮者自立相談支援事

業に該当するものを除く。)をいう。

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第三条 市 (特別区を含む。 及び福 祉 事 務所 (社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) に規定する福

祉 に関する事 務所をいう。 以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。)は、この法律 :の実: 施に

関 公共職業安定所その他の職業安定機関、 教育機関その他の関係機関 (次項第二号において単に 「関

係機関」という。 との緊密 な連携を図 りつつ、 適切に生活困窮者自立 相談支援事業及び生活 困 窮者住居

確保給付金の支給を行う責務を有する。

2 都道 短府県は、 この法律の実施 に関し、 次に掲げる責務を有する。

市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就 労

準備支援事 業 生活困窮者 時生活支援事業、 生活困窮者家計 相談支援事業その 他生活 困 窮 者 0 自立 \mathcal{O}

促進 を図 るために必要な事業が適正 カン つ円滑に行われるよう、 市等に対する必要な助言、 情 報 の提供そ

の他の援助を行うこと。

関係機関との緊密な連携を図りつつ、 適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給

付金の支給を行うこと。

3 国は、 都道府県及び市等 (以下「都道府県等」という。) が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活

困 . 窮者住居確保給付金の支給並びに生活困窮者就労準備支援事業、 生活困 [窮者 時生活支援事業、 生活 困

窮者家計相談支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われる

よう、 都道府県等に対する必要な助言、 情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第四条 都道府県等は、 生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

2 都道府県等は、 生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働

令で定める者に委託することができる。

3 前項 \mathcal{O} 規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、 その委

託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第五条 都道府県等は、 その設置する福 祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第二条第

三項に規定するもの (当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同 の世帯に属する者の資産及び収 入の 状況

その 他 の事情を勘案 して厚生労働省令で定めるものに限る。 に対し、 生活困窮者住居確保給付金を支給

するものとする。

2 前項に規定するもののほか、 生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給

付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第六条 都道府県等は、 生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、 次に掲

げる事業を行うことができる。

- 一 生活困窮者就労準備支援事業
- 二 生活困窮者一時生活支援事業
- 三 生活困窮者家計相談支援事業

四 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業

五 その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

2 第四 条第二項及び第三項の規定は、 前項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。

(市等の支弁)

第七条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

第四条第一

第五条第 項の 規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用

項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用

三 前条第一 項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一 時生活支援事業の

実施に要する費用

兀 前条第一項の規定により市等が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号に掲げ

る事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第八条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 第四条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 第五条第 項の 規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- \equiv 第六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者 一時生活支援

事業の実施に要する費用

兀 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計相談支援事業並びに同項第四号及び第五号

に掲げる事業の実施に要する費用

(国の負担及び補助)

第九条 玉 は、 政令で定めるところにより、 次に掲げるものの四分の三を負担する。

第七条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、 被保護者

(生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。 第三号にお

1 て同じ。) の数その他 の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額

- 第七条の規定により市等が支弁する費用のうち、 同条第二号に掲げる費用
- \equiv 前条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事

務所の所管区域内の町村における人口、 被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところによ

り算定した額

兀 前条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、 同条第二号に掲げる費用

国 は、 予 算 の範囲内において、 政令で定めるところにより、 次に掲げるものを補助することができる。

前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、

第七条第三号及び前条第三号に掲げる

2

費用の三分の二以内

前二条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、 第七条第四号及び前条第四号に掲げる

費用の二分の一以内

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、 就労の機会を提供するとともに、

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他 の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

(以下この条において 「生活困窮者就労訓 練事業」という。) を行う者は、 厚生労働省令で定めるところ

により、 当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準とし

て厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、 都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道 府県知事は、 生活困窮者就労訓 練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、 同項の認定を

するものとする。

3 都道 府県知 事は、 第一 項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業 (第十五条第二項において 「認定生活 困

窮者就労訓練事業」という。) が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、 同項の認定を

取り消すことができる。

第四章 雑則

(雇用の機会の確保)

第十一条 国及び 地方公共団体は、 生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、 職業訓練の実施、 就職のあ

っせんその他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、 生活困窮 者 の雇用の機会の確保を図るため、 国の講ずる措置と地方公共団体の

講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、 及び協力するものとす

る。

3 活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、 生

4 公共職業安定所は、 生活困窮者の雇 用の機会の確保を図るため、 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四

十一号) 第三十三条の)四第一 項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行う都道府県等が 求 人に関

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)その他厚生労働省令で定 する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法

(電子

める方法により提供するものとする。

不正 利得の徴 収

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、 都道府

県等は、 その者から、 その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は 一部を

徴収することができる。

2 前項 の規定による徴収金は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の三第三項に

規定する法律で定める歳入とする。

(受給権の保護)

第十三条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、 譲り渡し

、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十四条 租税その他の公課は、 生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課するこ

とができない。

(報告等)

第十五条 都道府県等は、 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、 この法律

の施行に必要な限度において、 当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者

であった者に対し、 報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させ

ることができる。

2 都道府県知事は、 この法律の施行に必要な限度において、 認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認

定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、 報告を求めることができる。

- 3 第一 項の規定による質問を行う場合においては、 当該職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、
- 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 項 \hat{O} 規定による権限は、 犯罪捜査 のために認め られたものと解釈してはならない。

(資料の提供等)

第十六条 都道府県等は、 生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活

困 | | | | | | 一時生活支援事業の実施に関して必要があると認めるときは、 生活困窮者、 生活困窮者 の配 1.偶者若

しくは生活困 |窮者の 属する世帯 の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者 の資産又は

収入の状況につき、 官公署に対し必要な文書の閲覧若 しくは資料の提供を求め、 又は銀行、 信託会社その

他 の機関若しくは生活困窮者 の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

2 住居確認 都道府県等は、 保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅 生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、 当該生活困窮者

を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、 当該住宅の状況につき、 報告

を求めることができる。

(町村の一部事務組合等)

第十七条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、 この法律の適用につ

いては、 その 部事 務組 合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第十八条 この 法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、 地方自治法第二百

五十二条の十九第一項の指定都市 (以下この条において「指定都市」という。) 及び同法第二百五十二条

の二十二第一 項の中核市 (以下この条において「中核市」という。) においては、 政令の定めるところに

より、 指定 都 市又は .中核市が処理するものとする。 この場合においては、 この法律中都道府県に関 する規

定は、 指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第十九条 この 法律に特別の規定があるものを除くほか、 この法律の実施のための手続その他その執行につ

いて必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、 又は他人をして受けさせ

た者は、 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 ただし、 刑法 (明治四十年法律第四十五号) に

正条があるときは、刑法による。

第二十一条 第四条第三項 (第六条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反した者は、 年以

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十五条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、 若しく

は 虚 偽の報告若しくは虚偽 の物件の提出若しくは提示をし、 又は同項の規定による当該職員 の質問 に対

して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十五条第二項の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者

第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務

に関して第二十条又は前条第二号の違反行為をしたときは、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対し

て各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、 附則第三条及び第十一条の規定は、 公

布の日から施行する。

(検討)

政府は、 この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、 生活困窮者に対す

る自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果

に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 第十条第一項の規定による認定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことがで

きる。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 生活困窮者の自立支援に関する事務

(地方財政法の一部改正)

第五条 地方財 政法 (昭和二十三年法律第百九号) の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十二 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

(地方財政法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法

律の一 部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の

施行 の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち地方財政法第十条の改正規定中「三十二

生活 困 窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費」とあるの

は、 三十一 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する

経費」とする。

2 前項の場合において、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供

の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十条のうち地方

財政法第十条の改正規定中「三十一 子どものための教育・保育給付に要する経費 (地方公共団体 :の設置

する教育・保育施設に係るものを除く。)」とあるのは、 「三十二 子どものための教育 保育給付に要

する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)」とする。

(生活保護法の一部改正)

第七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項に次の一号を加える。

六 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第

号)による生活困窮者住居確保給付金の支給に

関する情報

(社会福祉法の一部改正)

第八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第

号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事

業

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第九条 社会福祉施設職員等退職手当共済法 (昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

 \equiv 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第 号)

?) 第十条第三項に規定する認定生活困窮者就

労訓練事業

(社会保険労務士法の一部改正)

第十条 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十三の次に次の一号を加える。

二十の二十四 生活困窮者自立支援法 (平成二十五年法律第

号。第十条第一項及び第十五条第二

項の規定に限る。)

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

に対し、 生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、 就労の支援その他の自立の支援に関する相談等を実施するとともに、居住する住宅を確保し、 生活困窮者 就職

を容易にするための給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。